

園長	副園長	担任

出席停止期間の基準

感染治癒証明書

認定こども園 森のくまっこ 園長宛

園児氏名 ()

保護者氏名 ()

感 染 症 の 種 類	1 インフルエンザ	2 百日咳	3 麻疹 (はしか)	
	4 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)			
	5 風疹	6 水痘 (水ぼうそう)		
	7 咽頭結膜熱 (プール熱)	8 結核		
	9 髄膜炎菌性髄膜炎			
	10 腸管出血性大腸菌感染症	11 流行性角結膜炎		
	12 急性出血性結膜炎			
	13 その他			
	溶連菌感染症・ウイルス性肝炎・手足口病・伝染性紅斑 ヘルパンギーナ・マイコプラズマ感染症 流行性嘔吐下痢性・RS ウイルス感染症 突発性発疹・帯状疱疹 その他 ()			
	期 間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		

上記の病気が治癒したことを証明します。

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名

印

	病 名	期 間
第 二 種 の 感 染 症	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日 (幼児にあっては、3 日) を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹 (はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主な症状 (発熱・咽頭炎・結膜炎) が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	病状により園医等において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により園医等において感染のおそれがないと認めるまで
※ 症状により、園医、その他医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない。		